

令和6年度

第1回 笠間市資料館運営委員会

日時 令和6年5月15日(水) 午前10時から

場所 笠間市役所 教育棟 2-2会議室

次 第

1. 開 会

2. 生涯学習課長あいさつ

3. 委員長あいさつ

4. 報告及び協議事項

(1) 資料館の利用状況について

(2) 令和5年度事業報告について

(3) 令和6年度事業計画(案)について

(4) 資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

(5) 資料館運営委員会規則の一部改正について

(6) その他

5. 閉 会

1. 資料館の利用状況について

(1) 笠間市立歴史民俗資料館（笠間市平町 29 番地）

- ① 開館日時 火・木曜日 12時30分から16時30分まで
土・日曜日 9時00分から16時30分まで

※祝日、年末年始、毎月末日は休館

※休館日であっても小学校等の団体利用がある場合については臨時に開館

- ② 入館料 無料

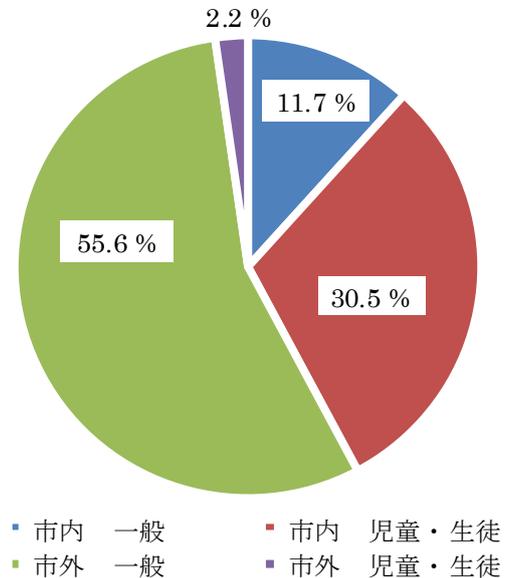
- ③ 管理体制 来館者の受付、施設及び敷地内の清掃等の管理業務を株式会社プロジェクト茨城に委託

④ 利用状況

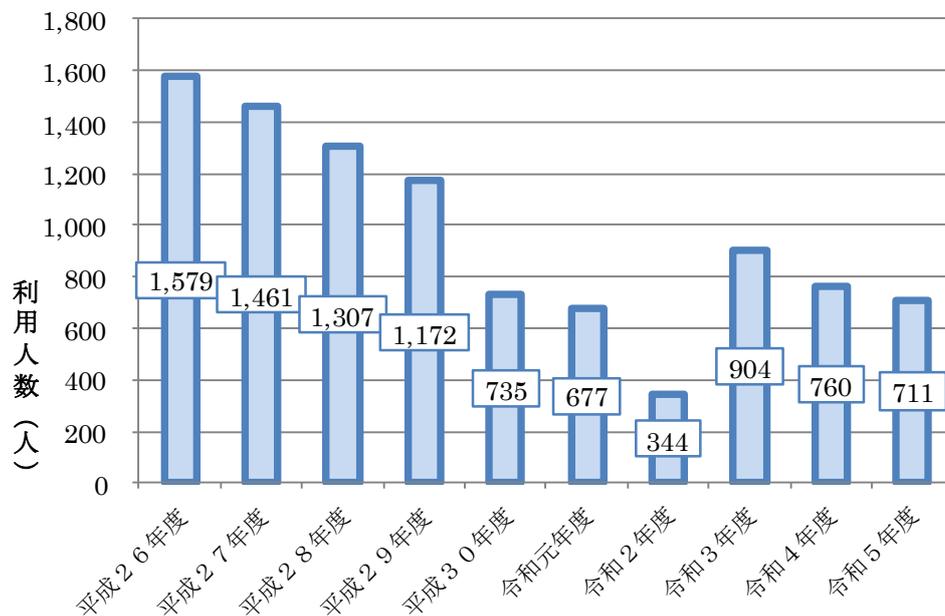
ア. 利用者数内訳（令和5年度）

区 分		利用人数
市内	一般	83 人
	児童・生徒	217 人
市外	一般	395 人
	児童・生徒	16 人
計	一般	478 人
	児童・生徒	233 人
合 計		711 人

※団体利用 5 件（うち小学校 3 件）



イ. 年度別利用者数（過去10年間）



ウ. 市内小学校による利用



7月25日 宍戸小（3年生）



12月8日 友部二小（3年生）



1月23日・24日 友部小（3年生）



(2) 笠間市郷土資料館（笠間市下郷 4407 番地）

- ① 開館状況 資料閲覧等の希望がある場合に開館
- ② 施設利用 友部・岩間地区の町史編さん等の資料の保存及び市史研究員が歴史資料等の整理作業を行う場所として利用

(3) 笠間市ふるさと資料館（笠間市笠間 1015 番地 2）

- ① 開館状況 開館していない
- ② 施設利用 旧岩間公民館の解体に伴い、公民館に収蔵されていた民具等の保管場所として利用

2. 令和5年度事業報告について

(1) 施設改修・修繕等

① 空調設備の設置



床置形スタンド空調機（1階）



壁掛形空調機（2階）

② トイレ改修（洋式化）



改修前

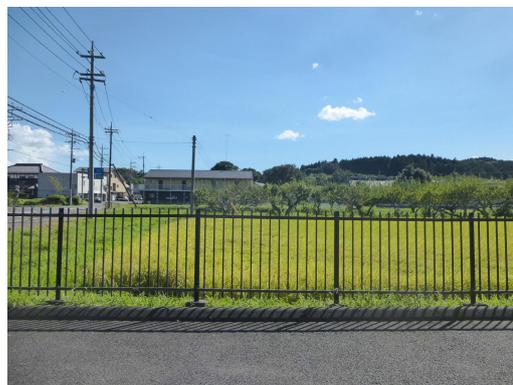


改修後

③ フェンス修繕



修繕前



修繕後

④ 壁面等修繕（奉安殿 ほか）



修繕前

修繕後

⑤ 案内看板修繕



修繕前

修繕後

(2) 収蔵資料の整理

○ 収蔵庫 3



整理前



整理後

(3) 利用促進

- ・ 校長研修会にて歴史民俗資料館の利用案内
- ・ 公の施設の広域利用促進スタンプラリーに参加

3. 令和6年度事業計画（案）について

(1) 展示の見直し

- ・ 展示キャプションの更新
- ・ 子供向けミッション「歴民探偵団」の更新
- ・ 展示替え（展示室2）
- ・ 収蔵室の収蔵資料の整理【継続】

(2) 利用促進等

- ・ 校長研修会での歴史民俗資料館の利用案内
- ・ 公の施設の広域利用促進スタンプラリーに参加
- ・ ホームページ、広報かさま、SNS等を活用した情報発信
- ・ 施設カードの作成・配布

4. 資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

(1) 改正の趣旨

来館者の利便性向上のため、歴史民俗資料館の休館日の見直しを行うものである。また、規則上の開館時間と実際の開館時間の相違をなくすとともに、利用実態を踏まえ開館時間の見直しを行うものである。

(2) 改正の主な内容

歴史民俗資料館について、これまで休館日であった祝日及び毎月末日を開館するとともに、利用実態を踏まえ開館時間を午前9時から午後4時まで（火曜日及び木曜日は午後1時から午後4時まで）に変更したもの

【休館日】

改正後（4月1日～）	改正前（～3月31日）
① 月曜日、水曜日、金曜日 ② 1月1日から 1月4日まで 及び 12月28日から 12月31日 まで	① <u>祝日</u> ② 月曜日、水曜日、金曜日 ③ <u>1月2日</u> から 1月4日まで 及び 12月28日から 12月31日 まで ④ <u>毎月末日</u> （館内点検日）

【開館時間】

改正後（4月1日～）		改正前（～3月31日）	
火曜日	午後1時 から	火曜日	<u>午前9時</u> から（※）
木曜日	午後4時 まで	木曜日	<u>午後4時30分</u> まで
土曜日	午前9時 から	土曜日	午前9時 から
日曜日	午後4時 まで	日曜日	<u>午後4時30分</u> まで

※ 平成23年4月より、火曜日及び木曜日の開館時間を「午後0時30分から午後4時30分まで」に変更して開館

(3) 施行期日

令和6年4月1日

5. 資料館運営委員会規則の一部改正について

(1) 改正の趣旨

資料館運営委員会の所掌事項は資料館の運営に関し意見を具申するものであるが、現在の議事内容は報告事項が主となり意見を具申する機会は少なくなっている。一方で、資料館の施設の老朽化等により近い将来、施設の改廃や運営体制の見直し等の課題が発生することが予想される。これらの課題に柔軟に対応できる組織とするため見直しを行うものである。

(2) 改正の主な内容

資料館運営委員会の委員数を5人から5人以内に変更するとともに、特別の事項を調査・審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができるよう規則の一部改正を行ったもの

	改正後（4月1日～）	改正前（～3月31日）
委員	5人以内	5人
臨時委員	置くことができる	（規定なし）
委嘱	学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱	-
任期	当該特別の事項の調査・審議が終わったときは退任	-
組織体制	通常：委員5人以内 ※4～5名程度を想定 特別：委員5人以内＋臨時委員 ※5～6名程度を想定	委員5人

(3) 施行期日

令和6年4月1日